

令和 4 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 70 号議案～第 72 号議案(追加)

令和 4 年 12 月 16 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 70 号 議 案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)	別 冊
第 71 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	1
第 72 号 議 案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	14

第 71 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 16 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300

6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000

再任用職員以外の職員

35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		

64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						

	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第18条第2項第1号中「規則で」を「支給単位期間につき、規則で」に、「1箇月」を「支給単位期間」に、「(その額が55,000円を超えるときは55,000円)」を「。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定める額(定年前任用短時間勤務職員にあっては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定める額)(その額が55,000円を超えるときは55,000円)

第18条第2項第3号中「、運賃相当額及び費用相当額の合計額(その額が55,000円を超えるときは55,000円)」を「規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改

め、「通勤手当の支給」の右に「及び返納」を加え、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

第30条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の162.5」を「100分の165」に改め、同条第3項中「第18条第2項」を「第18条第2項第2号」に改める。

別表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「1年間における休日等(会計年度任用職員勤務時間条例第10条第2項に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に割り振られた勤務時間」を「会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたもの」に改め、同条第2項中「1年間における休日等に割り振られた勤務時間」を「会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたもの」に改める。

第 24 条第 1 項中「休日等」の右に「(会計年度任用職員勤務時間条例第 10 条第 2 項に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 7 条関係)

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	136,200	150,100	198,500
2	137,100	151,200	200,300
3	138,100	152,400	202,100
4	139,000	153,500	203,900
5	140,000	154,600	205,400
6	141,000	155,700	207,200
7	142,000	156,800	209,000
8	143,000	157,900	210,800
9	143,800	158,900	212,400
10	144,800	160,300	214,200
11	145,800	161,600	216,000
12	146,900	162,900	217,800
13	147,700	164,100	219,200
14	148,700	165,600	221,000
15	149,800	167,100	222,700
16	150,800	168,700	224,500
17	151,900	169,800	226,100
18	153,300	171,200	227,800
19	154,500	172,600	229,400

20	155,700	174,000	230,900
21	156,800	175,300	232,200
22	158,000	177,800	233,800
23	159,200	180,300	235,400
24	160,400	182,800	236,900
25	161,500	185,200	237,900
26	163,000	186,900	239,400
27	164,500	188,500	240,700
28	166,000	190,200	241,900
29	167,400	191,700	243,100
30	168,800	193,400	244,100
31	170,300	195,200	245,100
32	171,800	196,900	246,100
33	173,100	198,500	247,200
34	174,800	199,900	248,100
35	176,500	201,400	249,000
36	178,200	202,900	250,000
37	179,900	204,200	250,900
38	181,300	205,500	252,200
39	183,000	206,700	253,400
40	184,500	208,000	254,700
41	185,800	209,300	256,000
42	187,200	210,600	257,400
43	188,500	211,900	258,600
44	189,900	213,200	259,800
45	191,400	214,300	260,900
46	192,700	215,600	262,100
47	194,100	216,900	263,400
48	195,500	218,200	264,500

49	196,800	219,200	265,600
50	197,900	220,300	266,600
51	199,000	221,300	267,800
52	200,200	222,300	268,900
53	201,300	223,300	269,900
54	202,400	224,200	270,900
55	203,300	225,100	272,000
56	204,400	226,000	273,100
57	205,500	226,300	274,000
58	206,400	227,100	275,000
59	207,400	227,800	275,900
60	208,400	228,500	277,000
61	209,500	229,200	278,100
62	210,400	230,000	279,100
63	211,300	230,700	280,000
64	212,200	231,300	281,000
65	212,800	231,900	281,500
66	213,600	232,500	282,400
67	214,300	233,100	283,100
68	215,000	233,800	284,000
69	215,400	234,500	285,000
70	215,800	235,100	285,800
71	216,100	235,600	286,600
72	216,400	236,300	287,400
73	216,600	237,000	288,200
74	217,000	237,600	288,700
75	217,400	238,200	289,100
76	218,000	238,700	289,600
77	218,200	239,300	289,800

78	218,700	240,000	290,100
79	219,100	240,700	290,300
80	219,500	241,200	290,700
81	220,000	241,700	290,900
82	220,300	242,300	291,100
83	220,600	242,900	291,500
84	221,000	243,400	291,800
85	221,500	243,900	292,100
86	221,900	244,500	292,400
87	222,300	245,100	292,700
88	223,000	245,600	293,100
89	223,400	246,100	293,400
90	223,900	246,600	293,800
91	224,400	246,900	294,100
92	224,800	247,300	294,500
93	225,100	247,600	294,700
94	225,500		294,900
95	225,900		295,200
96	226,200		295,600
97	226,500		295,800
98	226,900		296,100
99	227,300		296,500
100	227,700		296,900
101	228,100		297,100
102	228,500		297,400
103	228,900		297,800
104	229,300		298,100
105	229,700		298,300
106	230,200		298,600

107	230,500		299,000
108	230,900		299,300
109	231,100		299,500
110	231,500		299,900
111	232,000		300,300
112	232,400		300,600
113	232,600		300,800
114	233,100		301,000
115	233,600		301,300
116	234,100		301,700
117	234,400		301,900
118	234,800		302,100
119	235,200		302,400
120	235,600		302,700
121	236,000		303,100
122			303,300
123			303,600
124			303,900
125			304,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表1の項の改正規定を除く。)及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第30条の4第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項の表及び第 21 条第 2 項の表中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項第 2 号」に改める。

提案理由

一般職職員の給与について、国家公務員における取扱いに準じ、給料表及び勤勉手当の支給割合を改めるとともに、通勤手当の支給の単位となる期間を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 72 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 16 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 4 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

市長、副市長及び教育長の給与について、国家公務員における取扱いに準じ、期末手当の支給割合を改めたいので提案する。